

東京都社会保険労務士会 会報

千代田・中央支部

事務局 〒101-0054 東京都千代田区神田錦町3-13-1 旺巧ビル

柏木労務管理事務所内 ☎03(3295)4651 発行人 柏木弘文



アイゼナハ(ドイツ)バッハミュージアム前の楽聖バッハ像

牧野武夫会員撮影

「助成金をめぐる諸問題について」他

場所: 東京都社会保険労務士会館 開催日: 9月21日

9月21日(木)、第一部会・第二部会合同研修会で支部の小室 豊・堀 雅美・鎌井 恵美子氏によるパネルディスカッション「助成金をめぐる諸問題について」が行われました。

助成金については、現状の手続きの詳細について、また、鎌井氏からは、「権利保護支援制度(仮称)の創設についての提案」が発表されましたが、ここでは紙面の都合により割愛させていただきます。

助成金をめぐる手続きの現状

小室 昨年の助成金関係のパネルディスカッションから1年経って、人材確保助成金がどういう状況だったら完全に出る出ないとはなかなか言いにくい状況になってきております。今日はそういう実務的なお話をさせていただきます。

堀 会計検査院の検査が5月17～19日の3日間あるので、必要な書類を5月9日～12日の間に出してくださいという、かなり急な通知でした。例えば現金出納簿、小切手帳など申請に必要なものは基本的に全部原本ということで、預金通帳もそのものを出すと、とにかく原本を出してくださいということはかなり強く言われました。ただ、会社の申請の状況によって必要のないものもあります。必要書類は31までありますが、私が担当した事業所が持って行ったのはそれほど多くはありません。

今回は調査といっても実際はセンターに会計検査院が入るという形でしたので、私どもとしては書類を預けただけです。ですから、中でどういう調査や検査が行われたのか知りません。ただ、何を見るかというと、一つはお金の流れです。元帳、出納簿、預金通帳、源泉徴収票などを出しますので、払っていないものを払ったこととすとか、日付けの誤りとか、そういうのは発見されてしまう可能性が高く、実際に支給申請のときに出したものの原本がきちんとあればいいという感じがしました。結果的に私の事業所のほうは別に何もなくなりました。いきなり来るわけでもありませんし、日にちは少ないとはい

えある程度準備する時間もあります。

私が関係した検査の対象になった事業所は平成11年の4月1日から始めており、助成金ができ初めのほうだったこと、人数も6人丸々だったことなどから、もともと検査が入るのではないかという予感がありまして、事業所の方には結構言っておりました。やはり言っておいてよかったと思います。今回の会計検査院の検査は第1弾で、とくに人材確保助成金だけでしたが、今後、雇用管理や能力開発のほうにも入らないとも限りません。

一つ気にかかっていたのは、この事業所は親会社の法人が100%出資の子会社で、部屋も親会社が借りているところの又借りです。結構高い場所なので、賃料だけでも300万を超えてしまいます。親会社と子会社の間でそういう形で認められるかどうかというのは最初の時点から引っ掛かっていました。最初に改善計画を出すときにそのへんの状況をセンターに話したら大丈夫ということでしたので、改善計画から実施計画まで話を進めたわけです。最初はかなりバタバタした時期だったからか、独立性を見るという話も全くありませんでした。ですから、最初のときとはずいぶん変わってきていると思います。

小室 東京都では、親会社の資本が51%以上入っている場合、それから、親会社の役員が子会社の役員として半分以上入っている場合には、独立性がないと認められると聞いております。

雇用創出の関系の助成金は残して、助成金の整理・統合をしていくというニュースが新聞に出ていました。人材確保助成金については、今年の9月末までに

人を採用した場合には原則的に給与の2分の1が1年間助成されますが、10月1日以降の採用では3分の1に減らされます。10～29人の事業所では、定年延長等以外の継続雇用制度を導入した場合は80万円。10人未満では40万円になります。65歳以上に定年を引き上げた場合、10～29人の事業所では一人につき120万円もらえたのが60万円になり、定年延長を65歳まで延ばせない企業については、10～30人未満では年間100万円もらえたのが50万円になるようです。名称は変わりましたが、60歳定年を65歳まで延ばした場合の継続雇用定着促進助成金は、10人以上の会社でなければ適用になりませんでした。それが10人未満の会社でも10月1日以降はその適用が拡大されると聞いております。

●改善で出したものと同じものを支給申請でまた出した

りますが、それも助成金によって違います。私が担当した会社ですと、人材確保助成金と雇用管理助成金は同じ担当者なので取り扱いはほとんど同じですが、能力開発給付金は担当部署が別なので、もう1度すべて提出します。人材確保と雇用管理のほうも7～8月までは、2回目、3回目の支給申請のときは前に出したものは出さなくてもいいと言われていたのが、9月4日の書類が出た時点で厳しくなって、とにかく同じものを全部出すようにという話です。支給申請に関しては今まで要らなかった書類が必要になっていたり、出勤簿に事業主の証明印を押してこなければいけないとか、かなり厳しくなっています。われわれも納得できないものは別として、基本的に言われたら出すという形でやっております。

社会保険 フォンポイント コラム

育児休業中の保険料免除について

従業員は、子を養育するために、生まれた子が1歳に達するまでの間、事業主に申し出て、育児休業をとることができます。これは、育児・介護休業法により事業主に義務づけられた取扱いですから、その申し出を拒むことはできません。ところで、健康保険・厚生年金保険の被保険者は、育児休業中も、雇用関係はあるわけですから、給与が支払われているいらないにかかわらず、被保険者資格は存続します。したがって、その間の保険料は納付しなければなりません。が、その場合、次のような保険料免除の特例があります。

★厚生年金が事業主負担も免除に

今までは育児休業期間中の健康保険・厚生年金保険被保険者には負担軽減をはかるため、申請により特別保険料を除く被保険者本人分が免除されていましたが、先の年金改正により4月より事業主も厚生年金保険料、児童手当拠出金が免除されることになりました。なお、被保険者は保険料が免除になった期間も健康保険・厚生年金保険ともに保険料を納めた場合と同様の給付を受けることができます。

◎手続き 免除の申し出は、「健康保険・厚生年金保険育児休業保険料免除申出書」を社会保険事務所に提出します。また、育児休業終了予定日の変更や予定日前に終了した場合は、「育児休業保険料免除終了届」を提出することになっています。

★保険料免除期間

保険料が免除される期間は、申し出を行った日の属する月から育児休業終了予定日の翌日の属する月の前月までとなります。

なお、労働基準法による産後の就業禁止期間(56日間)は育児休業期間とならないことから、保険料は免除なりません。

★特別保険料の取扱い

保険料免除期間中に賞与が支払われた場合には、その賞与支給額にかかる厚生年金保険の特別保険料は、事業主負担・被保険者負担ともに免除されます。ただし、健康保険に関する特別保険料の事業主負担分・被保険者負担分はこれまでどおり必要となります。

下表は、育児休業中の保険料負担の内訳です。

		事業主負担分	被保険者負担分
健康保険料		必要	免除
厚生年金保険料		免除	免除
児童手当拠出金		免除	—
特別保険料	健康保険料	必要	必要
	厚生年金保険料	免除	免除

※平成13年1月より、健康保険においても育児休業中の事業主負担が免除となる予定です。

東京会の理事候補者（支部長を含む） および代議員候補者の当選者名簿（50音順）

平成12年9月18日（月）東京会会議室で午前11時～午後4時まで、支部として初めて理事選挙が行われ、
18名の立候補者の内下記13名の方々が当選されました。

なお、支部長理事および代議員は定数通りでしたので、選挙は行いませんでした。

（東京都社会保険労務士会 千代田・中央支部選挙管理委員会）報告

支部長立候補者 定足数 1名

無投票当選 1. 柏 木 弘 文

理事立候補者 定足数 13名

選挙

1.	浅 香 博 胡
2.	新 井 功
3.	大 槻 哲 也
4.	恩 田 和 明
5.	金 綱 久 夫
6.	占 瀬 君 江
7.	小 林 包 美
8.	段 下 正 志
9.	新 堀 英 行
10.	橋 本 敬 司
11.	占 川 泰 一 郎
12.	山 本 弘 之
13.	渡 邊 和 洋

（次点） 藤 井 絢 子

代議員立候補者 定足数 37名

無投票当選

1.	雨 宮 功
2.	新 居 伊 知 郎
3.	遠 藤 元 基
4.	大 畑 雅 弘
5.	大 森 秀 雄
6.	笠 原 正 造
7.	勝 本 京 子
8.	小 島 史 明
9.	小 林 幸 雄

代議員立候補者

10.	小 室 文 菜
11.	小 室 豊 樹
12.	酒 井 裕 樹
13.	椎 野 登 貴 子
14.	下 山 博 夫
15.	須 藤 光 雄
16.	関 根 康 一
17.	相 馬 誠 司
18.	高 根 祐 一
19.	滝 口 修 一
20.	田 中 幸 夫
21.	玉 田 壞 三
22.	辻 本 元 均
23.	寺 田 晃 廣
24.	戸 室 康 敏
25.	長 森 敏 季 子
26.	夏 坂 山 季 子
27.	半 沢 公 一
28.	府 川 洋 輔
29.	藤 原 久 嗣
30.	細 川 宏 美
31.	本 間 邦 弘
32.	松 林 清 雄
33.	味 園 公 一
34.	望 月 敏 夫
35.	望 月 仁 男
36.	森 俊 介
37.	横 尾 直 子



平成
12年度

今年も算定相談コーナーを開設しました

本年度も各社会保険事務所で相談コーナーを開設しました。

今年も盛況だったようで、算定基礎届に関する指導業務や相談に協力された方々はご苦労様でした。実施結果は、以下のようになっております。

期間

平成12年8月1日～8月10日

地区

麴町・神田・日本橋・京橋

延動員者数 64名

延日数 64日

指導・相談事業所数 1764

担当会員名

麴町社会保険事務所

吉野美奈子、加藤 恒男、小室 豊、鎌井恵美子、
斉藤 誠、清野ヒロミ、横山 玲子、中野 宏子、
柿内 素樹、國岡 喜久、朝比奈睦明、椎野登貴子、

堀 雅美、小森谷一恵、西村 道子、豊福 雅典

神田社会保険事務所

吉田 和子、村上 秋子、牧野 武夫、榆山 克己、
今井 浩爾、細川 宏美、加藤 孝、仲野 三郎、
小室 文菜、遠藤 元基、石原 健三、柏木 弘文、
篠崎 悦雄、滝口 修一、菊地 和子、大口 善朗

日本橋社会保険事務所

山崎 雅也、玉田 壤三、上野 雄三、宮永 泉、
真許 隆弘、原田 利雄、吉野 俊雄、飯田 恒二、
石山 幸子、堂馬 勇、吉本伸太郎、関口 武、
伊藤 孝、寺田美津司、鈴木 義一、佐々木俊世

京橋社会保険事務所

渡辺 和洋、高橋 早苗、富田 秀子、勝本 京子、
赤松ハルミ、府川 芳枝、今井 俊幸、藤波 要子、
松林 清雄、府川 洋輔、飛澤 孝治、小野 菊枝、
牧 耕一、辻元 均、稲葉 正義、吉瀬 君江

社会保険事務所長より 感謝状が贈呈されました

算定相談コーナーに協力された会員の方々には、
社会保険事務所長より感謝状が贈呈されました。

神田社会保険事務所 平成12年9月28日(木)

石原 健三
柏木 弘文
菊地 和子

京橋社会保険事務所 平成12年9月25日(月)

飛澤 孝治



労働保険指導員に 感謝状が贈呈されました

平成12年9月14日(木)、中央労働基準監督署長
より労働保険指導員に局長感謝状の贈呈があり、ま
た署長感謝状も贈呈されました。

局長感謝状(20年)

岡崎 正義(神田地区) 北島 康司(神田地区)
恩田 和明(神田地区) 富田 秀子(京橋地区)
柏木 弘文(神田地区)

局長感謝状(10年)

小林 包美(麴町地区) 橋本 敬司(麴町地区)

署長感謝状(3年)

伊藤 孝(日本橋地区) 加藤 恒男(麴町地区)
稲葉 正義(京橋地区) 菊地 和子(神田地区)
上野 雄三(日本橋地区) 椎野登喜子(麴町地区)
岡西日出夫(京橋地区) 寺田 晃(麴町地区)
柿内 素樹(麴町地区) 味園 公一(麴町地区)
垣田 幸二(麴町地区) 原 麻子(麴町地区)



たばこで酸欠! 歯周病菌が喜んでいます

歯を失う大きな原因のひとつが歯周病です。この歯周病が、とくに喫煙者に多いことはこれまでもわかっていましたが、その要因のひとつが科学的に裏づけされる研究成果が発表されました。

歯周病は、歯と歯肉の間にできる歯周ポケットに菌が繁殖しておこります。この菌というのが、酸素の少ないところで繁殖する嫌気性細菌なのです。研究では歯周ポケットの酸素量を測定したところ、たばこを吸うと、酸素量が半減することがわかりました。酸素量が少なくなった結果、歯周病の原因菌が喜んでさらに繁殖し、歯周病を促進してしまうというわけです。

歯周病の原因には、ほかにもさまざまな要素が考えられますが、歯と歯茎の健康のために、たばこが大敵であることが改めて明らかになりました。歯だけでなく、すべての健康を守るためにも、今日からNO スモキング!

パナマ運河返還

パナマといえば南北米大陸の接点であると同時に、太平洋と大西洋を結ぶ運河で日本人にもなじみが深いところです。このパナマ運河に関する管理・運営の権限はこれまで米政府機関である「パナマ運河委員会」が握っていました。

その権限が今年12月31日正午を期してパナマ側に全面返還されることになっています。現地ではこれをスペインからの独立(1821年)、コロンビアからの分離独立(1903)に続く、「3度目の独立」として祝祭ムードが盛り上がっています。

それは良いのですが、運河が米国の手を離れた場合、船舶を誘導するパイロットの不足や、ストライキ発生などに対して、機敏な措置をとれるのかという運営上の不安に加え、パナマ側が運河通行料の値上げに踏み切る懸念があります。1998年度の通行料収入は5億4500万ドルを超え、パナマにとってはまさに「金の成る木」。一方、運河のユーザーとして日本は米国に次いで第2の位置を占めていて、パナマの出方次第では日本経済に思わぬ悪影響がでる恐れもあるわけです。

厚生省が2次判定での変更事例集を配布 —要介護認定—

厚生省は、介護保険制度で要介護認定(どの程度の介護サービスが必要か判定する仕組み)について、1次判定結果が2次判定で変更になった事例集を作成し、全国の市町村に配布しました。コンピュータによる1次判定は、痴呆の症状がある高齢者に対して、介護の度合いが低く出る傾向があるなどの問題が指摘されていて、専門家らが審査する2次判定の重要性が増しています。ただ、2次判定については明確な基準がないため、これまで変更があった事例を集め、市町村に情報提供することで各自治体に参考にしてもらうのが狙いです。

介護保険でサービスを受けるには、まず市町村の訪問調査員の調査を受けなければなりません。調査員は「自力で歩けるかどうか」など85項目を調べ、この結果をコンピューターにかけます。すると介護の必要のない「自立」から、最も重い「要介護5」まで7段階の認定結果が出ます。この段階が1次判定です。

次に、医療や福祉の専門家で構成する審査会が1次判定結果と主治医の意見書、調査員の特記事項などを材料に、総合的に審査して2次判定結果を出すという仕組みになっています。

これまでに全国で実施された要介護認定のうち、約20%が2次判定で1次判定を変更しています。厚生省は3~5月に全国から約300の変更事例を集め、このうちの40例を無作為に抜き出して変更事例集として整理しました。40例のうち7例は2次判定で要介護度が下がった事例を紹介しています。また痴呆のケースは40例のうち26例を占めており、痴呆高齢者の要介護認定の難しさを物語っています。

厚生省も「コンピューターだけではとらえきれないものもある」と指摘しています。

健康寿命

世界保健機関(WHO)が設定した、健康度を測る新しい指標。おなじみの「平均寿命」は今年生まれた赤ちゃんが何歳まで生きられるかを指すものですが、「健康寿命」は病気や障害によって、健康的に過ごせない期間を平均寿命から差し引いた年数を指します。

WHOの発表によれば、1999年まれの日本の新生児の健康寿命は、男性が71.9年、女性が77.2年で男女平均が74.5年となっています。これはWHOに加盟する191カ国中トップの数字で、以下オーストラリア、フランス、スウェーデン、イタリアと続きます。日本の健康寿命が長いのは、食生活が低脂肪食中心のため心臓疾患が少ないためだということです。「健康で長生きしたい」というのは万人の願い。高齢化社会を迎え、介護問題が深刻化するなか、たとえ平均寿命が延びたとしても、手放しでは喜べない現実があります。その意味で、健康寿命という尺度が導入されたのは象徴的といえます。できることならいつまでも健康長寿国でありたいものです。



新入会員を紹介します

入会年月日	氏 名	地 区	形 態
H 12. 5. 1	小森谷一恵	麴 町	開業
H 12. 5. 1	大関ひろ美	麴 町	勤務
H 12. 5. 1	本橋 清枝	麴 町	勤務
H 12. 5. 1	雨宮 勝也	神 田	勤務
H 12. 5. 1	吉田 雅子	神 田	勤務
H 12. 5. 1	柏木 哲也	京 橋	勤務
H 12. 5. 1	藤田 英世	京 橋	勤務
H 12. 5. 8	郡司 知昭	京 橋	勤務
H 12. 5. 24	稲垣志保里	麴 町	勤務
H 12. 5. 25	小林 弘和	神 田	開業
H 12. 6. 1	明田 修	神 田	開業
H 12. 6. 1	伏見 千佐	京 橋	開業

入会年月日	氏 名	地 区	形 態
H 12. 7. 1	奥田 博	神 田	開業
H 12. 7. 1	村松 笑子	神 田	開業
H 12. 7. 1	福岡 順子	麴 町	勤務
H 12. 7. 1	松ヶ迫春男	麴 町	勤務
H 12. 7. 1	石井 均	神 田	勤務
H 12. 7. 1	井出 洋子	日本橋	勤務
H 12. 7. 1	和泉 有紀	京 橋	勤務
H 12. 7. 1	富岡 治	京 橋	勤務
H 12. 7. 11	古市 敦子	麴 町	勤務
H 12. 7. 24	北條 守	神 田	勤務
H 12. 7. 24	新田 耕造	日本橋	勤務

8月29日(火) 千代田・中央支部

ゴルフ同好会

ゴルフ大会は赤羽ゴルフ倶楽部にて開催



優勝は赤松ハルミ氏

千代田・中央支部ゴルフ同好会のゴルフ大会は、東京、赤羽ゴルフ倶楽部において、残暑とはいえ40度近い炎熱の下、16名4組の申込みにより盛会に行われ、新ペリア方式で、優勝は赤松ハルミ氏!準優勝に高惊喜九十氏、3位に仲野三郎氏となりました。ベスグロにはインを38でまわった仲野氏が入りました。競技終了後は参加者が集まり、和気あいあいと会食を行いそして散会、次回の日程を決めました。

(加藤 孝)

次回開催は 平成12年11月9日(木)
千葉カントリー 梅郷コースです



政 連 だ よ り

衆議院議員選挙を振返って

6月25日に行われました第42回衆議院議員選挙は、ご存知のとおり東京会政治連盟の推薦の候補者がことごとく落選の憂き目にあう当支部政治連盟にとって極めて厳しい結果となりました。

6月の梅雨の蒸し暑い最中、あちこちに挨拶に出向かれた役員の方々また応援をしていただきました多数会員の皆様方は誠にご苦労さまでした。この紙面をお借りし、御礼申しあげます。

さて、このような結果は一部の地域で、東京会政治連盟の推薦された候補者と各支部が推したい候補者とのズレが生じたと認識せざるを得ません。

また、今回初の試みとして我が支部では、推薦された候補者以外にも、規制緩和の折、社会保険労務士法改正に理解を示される候補者に対しても恩田支部会長以下支部副会長・正副幹事長全員が分かれて選挙事務所に赴きその趣旨を説明し、候補者の激励に努めて参りました。

しかしながら、東京第1区(千代田区・新宿区・港区)では、自民党の与謝野 馨氏、また東京第2区(中央区・台東区・文京区)では、前通産大臣深谷 隆司氏が苦渋を嘗める結果となりましたのは先に述べたとおりです。

ちなみに東京第1区では民主党の海江田 万里氏、第2区では民主党の中山 義勝氏が当選されました。

7月31日には、早速当支部政治連盟の「反省会」が行われましたが、ご参会の会員からは揃って選挙に於ける推薦議員の選出方法に於いて、支部の「独自性」を唱える意見が多いように受けとめられました。

最後に、会員の皆様方の支部政連に対する更なるご協力をお願い申しあげましてご報告とさせていただきます。



東京都社会保険労務士政治連盟 千代田・中央支部 支部副会長 新井 功一

あ と が き

★ 第32回社会保険労務士国家試験が、8月27日(日)午前10時30分から全国18都道府県24会場で行われ、概数40,800名(前年対比約13.7%増)が受験しました。東京では早稲田大学と青山学院大学の2会場で実施され、受験者数は8,523名でした。

当日、試験監督員として難問に取り組む受験者の真剣な姿に接し、後輩のためにも我々は更に社会保険労務士の社会的地位の向上に努める責任があることを痛感しました。

★ 「会報」は、本号で第79号となりました。これもひとえに会員各位のご理解とご協力の賜物と感謝しています。

情報量の急激な増加に伴い、前号より紙面がB5版からA4版に拡大されました。広報委員一同、内容の充実に一層努力する所存であります。皆様のご支援とご協力をお願い申し上げます。

(吉田金太郎)

